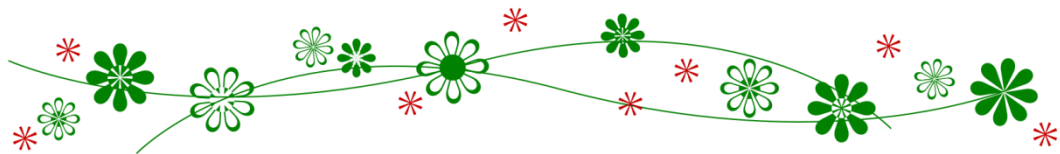


相続手続きのご案内



別冊（当金庫とのお手続き）



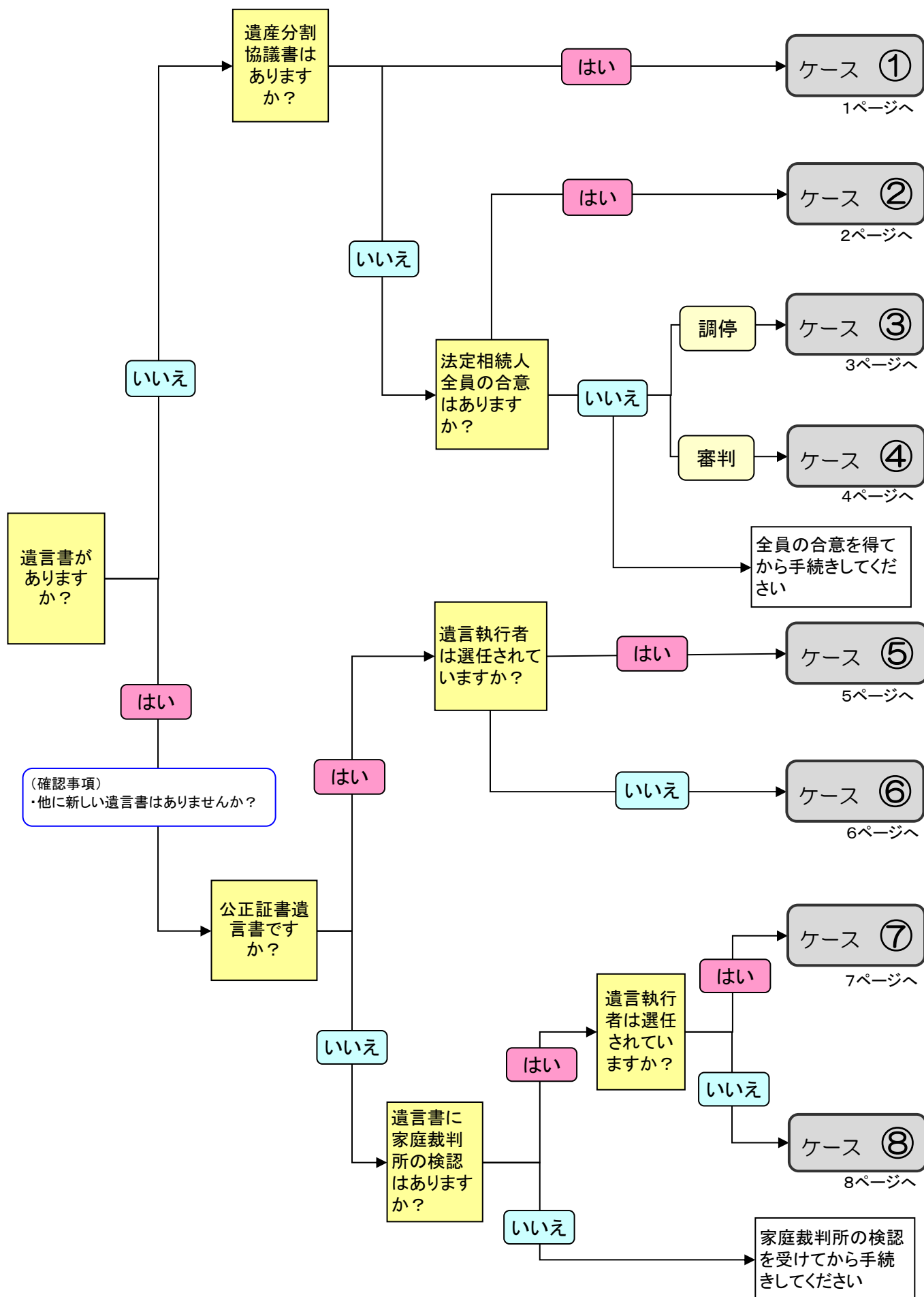
ひろがる夢 と たしかな未来

播州信用金庫

(2022. 2)

(参考) 必要書類ご確認チャート

※相続の内容によってはその他の書類をお願いする場合がございます。



ケース ①

「遺産分割協議書があり、相続人全員の合意がある場合」にご用意いただく書類

☒	ご準備いただくもの	注意点	入手先
☐	ご相続についてのお伺い書（死亡届）		当金庫専用用紙
☐	相続手続依頼書		当金庫専用用紙
☐	払戻請求書	預金口座名義変更（但し定期預金・定期積金に限る）の場合は不要です	当金庫専用用紙
☐	実印（相続人様全員）	「相続手続依頼書」に押印してください	お客様
☐	ご相続預金の通帳・証書・キャッシュカード	紛失している場合は相続手続依頼書の喪失物欄へ☑をご記入してください	お客様
☐	相続人代表者様の本人確認書類	免許証、保険証等原本をご用意ください	お客様
☐	亡くなられた方の戸籍謄本 または法定相続情報一覧図（登記官証明文言付）	お生まれになった時からお亡くなりになるまでが連続したのものををご用意ください	市町村役場
☐	相続人様全員の戸籍謄本 または法定相続情報一覧図（登記官証明文言付）	亡くなられた方の戸籍謄本にて続柄や現在の姓が確認できる場合は不要です	市町村役場
☐	相続人様全員の印鑑登録証明書	発行後6ヶ月以内	市町村役場
☐	遺産分割協議書	実印が押捺された原本をご提示ください	お客様
☐	非課税（特別）貯蓄者死亡届出書	マル優（マル特）ご利用のある方	当金庫専用用紙
☐	貸金庫鍵、カード	貸金庫契約がある方	お客様
☐	未使用小切手、手形用紙	当座預金契約がある方	お客様
☐	その他当金庫所定の書類	口座振替契約等のある方 生前振出の手形・小切手の支払呈示が予定されている方 投資信託等のある方 ばんしんクレジット取引のある方 名義変更の場合（新名義人申込書）	当金庫専用用紙

●書類関係は**原本をお持ちください**。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。

●相続の内容により上記以外の書類をお願いする場合がございます。ご了承ください。

当金庫所定書式にご記入される方

●遺産分割協議書により、当金庫預金の相続人が特定されていれば、当金庫書式への署名は、特定相続人のみで結構です。

●ただし遺産分割協議書の内容によっては「法定相続人全員」の場合もあります。

ケース ②

「遺産分割協議書は作っていないが、相続人全員の合意がある場合」にご用意いただく書類

☒	ご準備いただくもの	注意点	入手先
☐	ご相続についてのお伺い書（死亡届）		当金庫専用用紙
☐	相続手続依頼書		当金庫専用用紙
☐	払戻請求書	預金口座名義変更（但し定期預金・定期積金に限る）の場合は不要です	当金庫専用用紙
☐	実印（相続人様全員）	「相続手続依頼書」に押印してください	お客様
☐	ご相続預金の通帳・証書・キャッシュカード	紛失している場合は相続手続依頼書の喪失物欄へ☑をご記入してください	お客様
☐	相続人代表者様の本人確認書類	免許証、保険証等原本をご用意ください	お客様
☐	亡くなられた方の戸籍謄本 または法定相続情報一覧図（登記官証明文言付）	お生まれになった時からお亡くなりになるまでが連続したのものをご用意ください	市町村役場
☐	相続人様全員の戸籍謄本 または法定相続情報一覧図（登記官証明文言付）	亡くなられた方の戸籍謄本にて続柄や現在の姓が確認できる場合は不要です	市町村役場
☐	相続人様全員の印鑑登録証明書	発行後6ヶ月以内	市町村役場
☐	非課税（特別）貯蓄者死亡届出書	マル優（マル特）ご利用のある方	当金庫専用用紙
☐	貸金庫鍵、カード	貸金庫契約がある方	お客様
☐	未使用小切手、手形用紙	当座預金契約がある方	お客様
☐	その他当金庫所定の書類	口座振替契約等のある方 生前振出の手形・小切手の支払呈示が予定されている方 投資信託等のある方 ばんしんクレジット取引のある方 名義変更の場合（新名義人申込書）	当金庫専用用紙

●書類関係は**原本をお持ちください**。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。

●相続の内容により上記以外の書類をお願いする場合がございます。ご了承ください。

当金庫所定書式にご記入される方

●原則として「法定相続人全員」

ケース ③

家庭裁判所での「調停分割がある場合」にご用意いただく書類

☒	ご準備いただくもの	注意点	入手先
☐	ご相続についてのお伺い書（死亡届）		当金庫専用用紙
☐	相続手続依頼書		当金庫専用用紙
☐	払戻請求書	預金口座名義変更（但し定期預金・定期積金に限る）の場合は不要です	当金庫専用用紙
☐	実印（調停で指定された相続人様）	「相続手続依頼書」に押印してください	お客様
☐	ご相続預金の通帳・証書・キャッシュカード	紛失している場合は相続手続依頼書の喪失物欄へ ☒ をご記入してください	お客様
☐	調停で指定された相続人様の本人確認書類	免許証、保険証等原本をご用意ください	お客様
☐	家庭裁判所の調停調書謄本	原本をご提示ください	家庭裁判所
☐	調停で指定された相続人様の印鑑登録証明書	発行後6ヶ月以内	市町村役場
☐	非課税（特別）貯蓄者死亡届出書	マル優（マル特）ご利用のある方	当金庫専用用紙
☐	貸金庫鍵、カード	貸金庫契約がある方	お客様
☐	未使用小切手、手形用紙	当座預金契約がある方	お客様
☐	その他当金庫所定の書類	口座振替契約等のある方 生前振出の手形・小切手の支払呈示が予定されている方 投資信託等のある方 ばんしんクレジット取引のある方 名義変更の場合(新名義人申込書)	当金庫専用用紙

●書類関係は**原本をお持ちください**。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。

●相続の内容により上記以外の書類をお願いする場合がございます。ご了承ください。

当金庫所定書式にご記入される方

●当金庫書式への署名は、調停で指定された方のみの署名で結構です

☒	ご準備いただくもの	注意点	入手先
☐	ご相続についてのお伺い書（死亡届）		当金庫専用用紙
☐	相続手続依頼書		当金庫専用用紙
☐	払戻請求書	預金口座名義変更（但し定期預金・定期積金に限る）の場合は不要です	当金庫専用用紙
☐	実印（審判で指定された相続人様）	「相続手続依頼書」に押印してください	お客様
☐	ご相続預金の通帳・証書・キャッシュカード	紛失している場合は相続手続依頼書の喪失物欄へ☑をご記入してください	お客様
☐	審判で指定された相続人様の本人確認書類	免許証、保険証等原本をご用意ください	お客様
☐	家庭裁判所の審判書謄本	原本をご提示ください	家庭裁判所
☐	家庭裁判所の審判確定証明書	原本をご提示ください	家庭裁判所
☐	審判で指定された相続人様の印鑑登録証明書	発行後6ヶ月以内	市町村役場
☐	非課税（特別）貯蓄者死亡届出書	マル優（マル特）ご利用のある方	当金庫専用用紙
☐	貸金庫鍵、カード	貸金庫契約がある方	お客様
☐	未使用小切手、手形用紙	当座預金契約がある方	お客様
☐	その他当金庫所定の書類	口座振替契約等のある方 生前振出の手形・小切手の支払呈示が予定されている方 投資信託等のある方 ばんしんクレジット取引のある方 名義変更の場合(新名義人申込書)	当金庫専用用紙

●書類関係は**原本をお持ちください**。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。

●相続の内容により上記以外の書類をお願いする場合がございます。ご了承ください。

当金庫所定書式にご記入される方

●当金庫書式への署名は、審判で指定された方のみの署名で結構です

☒	ご準備いただくもの	注意点	入手先
☐	ご相続についてのお伺い書（死亡届）		当金庫専用用紙
☐	相続手続依頼書		当金庫専用用紙
☐	払戻請求書	預金口座名義変更（但し定期預金・定期積金に限る）の場合は不要です	当金庫専用用紙
☐	実印（依頼書へ記入される遺言執行者）	「相続手続依頼書」に押印してください	お客様
☐	ご相続預金の通帳・証書・キャッシュカード	紛失している場合は相続手続依頼書の喪失物欄へ☑をご記入してください	お客様
☐	手続きされる方（遺言執行者）の本人確認書類	免許証、保険証等原本をご用意ください	お客様
☐	亡くなられた方の戸籍謄本 または法定相続情報一覧図（登記官証明文言付）	死亡の事実が確認できる謄本であれば結構です ※下記「その他」の場合は法定相続人全員が確認できるものが必要	市町村役場
☐	預金の相続・遺贈の指定を受けた相続人様または受遺者様の生存確認資料	戸籍謄本、住民票、印鑑登録証明書等（相続開始時点で生存していることが確認できる書類）	市町村役場
☐	遺言執行者の印鑑登録証明書	発行後6ヶ月以内 ※遺言執行者が弁護士の場合は、弁護士会発行の印鑑証明書でも可 ※下記「その他」の場合は他の法定相続人全員の印鑑登録証明書も必要	市町村役場
☐	家庭裁判所の遺言執行者選任審判書謄本	遺言書上で、遺言執行者の指定がある場合は不要です	家庭裁判所
☐	公正証書遺言	公証人役場が発行した遺言書謄本	お客様
☐	非課税（特別）貯蓄者死亡届出書	マル優（マル特）ご利用のある方	当金庫専用用紙
☐	貸金庫鍵、カード	貸金庫契約がある方	お客様
☐	未使用小切手、手形用紙	当座預金契約がある方	お客様
☐	その他当金庫所定の書類	口座振替契約等のある方 生前振出の手形・小切手の支払呈示が予定されている方 投資信託等のある方 ばんしんクレジット取引のある方 名義変更の場合（新名義人申込書）	当金庫専用用紙

●書類関係は**原本をお持ちください**。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。

●相続の内容により上記以外の書類をお願いする場合がございます。ご了承ください。

●受遺者とは遺言で財産を受ける、法定相続人以外の方を指します。

当金庫所定書式にご記入される方

原則	遺言執行者
その他	遺言に不明な点がある場合は上記に加え、他の法定相続人全員

●遺言に不明な点がある場合とは、他の相続人から遺言の有効性について関係者間で争いがある、当該遺言の後に作成された別の遺言があるという事情を聞いている場合。遺留分権利者が自らの遺留分減殺請求権を行使している場合や行使する予定があると聞いている場合。遺言の文言から「相続させる」趣旨、相続人が誰か、預金が対象に含まれているかなどが判然としない場合など。

「公正証書遺言があり、遺言執行者がいない場合」にご用意いただく書類

☒	ご準備いただくもの	注意点	入手先
☐	ご相続についてのお伺い書（死亡届）		当金庫専用用紙
☐	相続手続依頼書		当金庫専用用紙
☐	払戻請求書	預金口座名義変更（但し定期預金・定期積金に限る）の場合は不要です	当金庫専用用紙
☐	実印（遺言により相続を受ける相続人様）	「相続手続依頼書」に押印してください	お客様
☐	ご相続預金の通帳・証書・キャッシュカード	紛失している場合は相続手続依頼書の喪失物欄へ ☒ をご記入してください	お客様
☐	手続きされる相続人様の本人確認書類	免許証、保険証等原本をご用意ください	お客様
☐	亡くなられた方の戸籍謄本 または法定相続情報一覧図（登記官証明文言付）	死亡の事実が確認できる謄本であれば結構です ※下記「その他1」の場合は法定相続人全員が確認できるものが必要	市町村役場
☐	遺言により相続を受ける相続人様の戸籍謄本 または法定相続情報一覧図（登記官証明文言付）	亡くなられた方の戸籍謄本にて続柄や現在の姓が確認できる場合は不要です	市町村役場
☐	遺言により相続を受ける相続人様の印鑑登録証明書 （受遺者の場合は下記「その他2」によります）	発行後6ヶ月以内 ※下記「その他1」の場合は他の法定相続人全員必要	市町村役場
☐	公正証書遺言	公証人役場が発行した遺言書謄本	お客様
☐	非課税（特別）貯蓄者死亡届出書	マル優（マル特）ご利用のある方	当金庫専用用紙
☐	貸金庫鍵、カード	貸金庫契約がある方	お客様
☐	未使用小切手、手形用紙	当座預金契約がある方	お客様
☐	その他当金庫所定の書類	口座振替契約等のある方 生前振出の手形・小切手の支払呈示が予定されている方 投資信託等のある方 ばんしんクレジット取引のある方 名義変更の場合（新名義人申込書）	当金庫専用用紙

●書類関係は**原本をお持ちください**。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。

●相続の内容により上記以外の書類をお願いする場合がございます。ご了承ください。

●受遺者とは遺言で財産を受ける、法定相続人以外の方を指します。

当金庫所定書式にご記入される方

原則	遺言により相続を受ける相続人
その他1	遺言に不明な点がある場合は上記に加え、他の法定相続人全員
その他2	遺産の受取人が相続人以外の第三者である受遺者の場合は、直接に預金の払戻はできません。 相続手続依頼書に受遺者のほか全相続人の署名・捺印をいただくか、もしくは別途家庭裁判所への申立によって選任された遺言執行者に署名・捺印いただく必要があります。

●遺言に不明な点がある場合とは、他の相続人から遺言の有効性について関係者間で争いがある、当該遺言の後に作成された別の遺言があるという事情を聞いている場合。遺留分権利者が自らの遺留分減殺請求権を行使している場合や行使する予定があると聞いている場合。遺言の文言から「相続させる」趣旨、相続人が誰か、預金が対象に含まれているかなどが判然としない場合など。

ケース ⑦

「自筆証書遺言書があり、遺言執行者がいる場合」にご用意いただく書類

☒	ご準備いただくもの	注意点	入手先
☐	ご相続についてのお伺い書（死亡届）		当金庫専用用紙
☐	相続手続依頼書		当金庫専用用紙
☐	払戻請求書	預金口座名義変更（但し定期預金・定期積金に限る）の場合は不要です	当金庫専用用紙
☐	実印（依頼書へ記入される遺言執行者）	「相続手続依頼書」に押印してください	お客様
☐	ご相続預金の通帳・証書・キャッシュカード	紛失している場合は相続手続依頼書の喪失物欄へ☑をご記入してください	お客様
☐	手続きされる方（遺言執行者）の本人確認書類	免許証、保険証等原本をご用意ください	お客様
☐	亡くなられた方の戸籍謄本または法定相続情報一覧図（登記官証明文言付）	死亡の事実が確認できる謄本であれば結構です ※下記「その他」の場合は法定相続人全員が確認できるものが必要	市町村役場
☐	預金の相続・遺贈の指定を受けた相続人様または受遺者様の生存確認資料	戸籍謄本、住民票、印鑑登録証明書等（相続開始時点で生存していることが確認できる書類）	市町村役場
☐	遺言執行者の印鑑登録証明書	発行後6ヶ月以内 ※遺言執行者が弁護士の場合は、弁護士会発行の印鑑証明書でも可 ※下記「その他」の場合は他の法定相続人全員の印鑑登録証明書も必要	市町村役場
☐	遺言書	遺言書原本をご提示ください。法定要件の具備を確認させていただきます	お客様
☐	家庭裁判所の遺言検認調書謄本または検認証明書（※「自筆証書遺言書保管制度」利用の場合は不要）	家庭裁判所での遺言の検認手続きが必要です	家庭裁判所
☐	家庭裁判所の遺言執行者選任審判書謄本	遺言書上で、遺言執行者の指定がある場合は不要です	お客様
☐	非課税（特別）貯蓄者死亡届出書	マル優（マル特）ご利用のある方	当金庫専用用紙
☐	貸金庫鍵、カード	貸金庫契約がある方	お客様
☐	未使用小切手、手形用紙	当座預金契約がある方	お客様
☐	その他当金庫所定の書類	口座振替契約等のある方 生前振出の手形・小切手の支払呈示が予定されている方 投資信託等のある方 ばんしんクレジット取引のある方 名義変更の場合（新名義人申込書）	当金庫専用用紙

- 書類関係は**原本をお持ちください**。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。
- 相続の内容により上記以外の書類をお願いする場合がございます。ご了承ください。
- 受遺者とは遺言で財産を受ける、法定相続人以外の方を指します。

当金庫所定書式にご記入される方

原則	遺言執行者
その他	遺言に不明な点がある場合は上記に加え、他の法定相続人全員

●遺言に不明な点がある場合とは、他の相続人から遺言の有効性について関係者間で争いがある、当該遺言の後に作成された別の遺言があるという事情を聞いている場合。遺留分権利者が自らの遺留分減殺請求権を行使している場合や行使する予定があると聞いている場合。遺言の文言から「相続させる」趣旨、相続人が誰か、預金が対象に含まれているかなどが判然としない場合。遺言書が法定要件を具備しない場合など。

ケース ⑧

「自筆証書遺言書があり、遺言執行者がいない場合」にご用意
いただく書類

☒	ご準備いただくもの	注意点	入手先
☐	ご相続についてのお伺い書（死亡届）		当金庫専用用紙
☐	相続手続依頼書		当金庫専用用紙
☐	払戻請求書	預金口座名義変更（但し定期預金・定期積金に限る）の場合は不要です	当金庫専用用紙
☐	実印（依頼書へ記入される相続人様）	「相続手続依頼書」に押印してください	お客様
☐	ご相続預金の通帳・証書・キャッシュカード	紛失している場合は相続手続依頼書の喪失物欄へ☑をご記入してください	お客様
☐	手続きされる相続人様の本人確認書類	免許証、保険証等原本をご用意ください	お客様
☐	亡くなられた方の戸籍謄本 または法定相続情報一覧図（登記官証明文言付）	死亡の事実が確認できる謄本であれば結構です ※下記「その他1」の場合は法定相続人全員が確認できるものが必要	市町村役場
☐	遺言により相続を受ける相続人様の戸籍謄本 または法定相続情報一覧図（登記官証明文言付）	亡くなられた方の戸籍謄本にて続柄や現在の姓が確認できる場合は不要です	市町村役場
☐	遺言により相続を受ける相続人様の印鑑登録証明書 （受遺者の場合は下記「その他2」によります）	発行後6ヶ月以内 ※下記「その他1」の場合は他の法定相続人全員必要	市町村役場
☐	遺言書	遺言書原本をご提示ください。法定要件の具備を確認させていただきます	お客様
☐	家庭裁判所の遺言検認調書謄本または検認証明書 （※「自筆証書遺言書保管制度」利用の場合は不要）	家庭裁判所での遺言の検認手続きが必要です	家庭裁判所
☐	非課税（特別）貯蓄者死亡届出書	マル優（マル特）ご利用のある方	当金庫専用用紙
☐	貸金庫鍵、カード	貸金庫契約がある方	お客様
☐	未使用小切手、手形用紙	当座預金契約がある方	お客様
☐	その他当金庫所定の書類	口座振替契約等のある方 生前振出の手形・小切手の支払呈示が予定されている方 投資信託等のある方 ばんしんクレジット取引のある方 名義変更の場合（新名義人申込書）	当金庫専用用紙

- 書類関係は**原本をお持ちください**。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。
- 相続の内容により上記以外の書類をお願いする場合がございます。ご了承ください。
- 受遺者とは遺言で財産を受ける、法定相続人以外の方を指します。

当金庫所定書式にご記入される方

原則	遺言により相続を受ける相続人、受遺者
その他1	遺言に不明な点がある場合は上記に加え、他の法定相続人全員
その他2	遺産の受取人が相続人以外の第三者である受遺者の場合は、直接に預金の払戻はできません。 相続手続依頼書に受遺者のほか全相続人の署名・捺印をいただくか、もしくは別途家庭裁判所への申立によって選任された遺言執行者に署名・捺印いただく必要があります。

●遺言に不明な点がある場合とは、他の相続人から遺言の有効性について関係者間で争いがある、当該遺言の後に作成された別の遺言があるという事情を聞いている場合。遺留分権利者が自らの遺留分減殺請求権を行使している場合や行使する予定があると聞いている場合。遺言の文言から「相続させる」趣旨、相続人が誰か、預金対象に含まれているかなどが判然としない場合。遺言書が法定要件を具備しない場合など。